

医業経営情報

NO. 28

今回のテーマ：

介護予防サービスの最新情報&各地域の介護予防ニーズ

厚生労働省が介護保険制度の見直しを進めており、現在の要支援・要介護1の高齢者を介護保険の対象から外し、新たに設ける介護予防サービスの対象にしようとしている事は皆様ご存じの事と思います。

介護保険サービスを提供している施設にとっては平成12年の介護保険制度導入以後で一番大きな見直しになりますので、今最も関心のある事の一つであると思います。

そこで今回はまず平成16年11月10日の全国介護保険担当課長会議の資料を元にした最新情報を書き、次に介護予防サービスの対象となる高齢者が各地域にどれだけいるか(各地域の介護予防ニーズ)の予測情報を書いていきます。

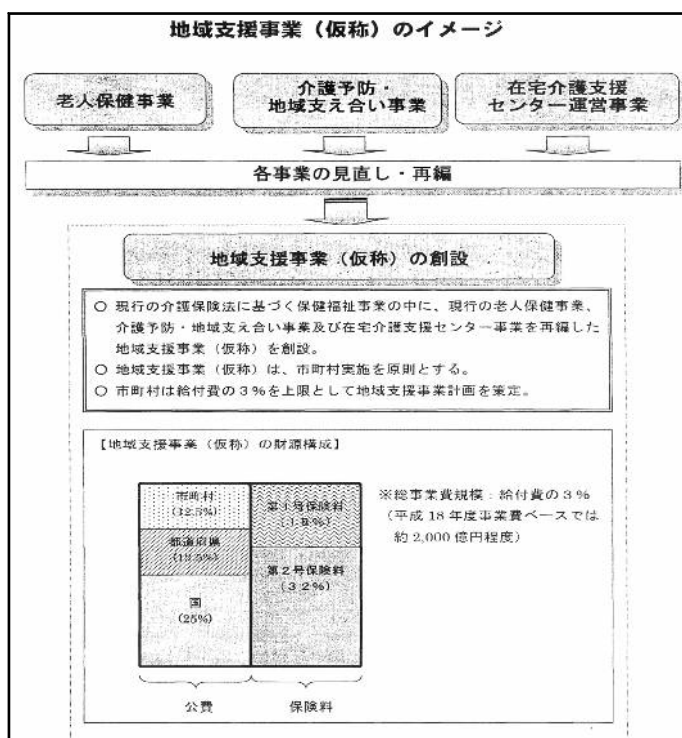
I 全国介護保険担当課長会議の内容

平成16年11月10日に厚生労働省において全国介護保険担当課長会議が開かれました。同会議の資料のうち介護予防サービスに関する事を抜粋してご紹介致します。

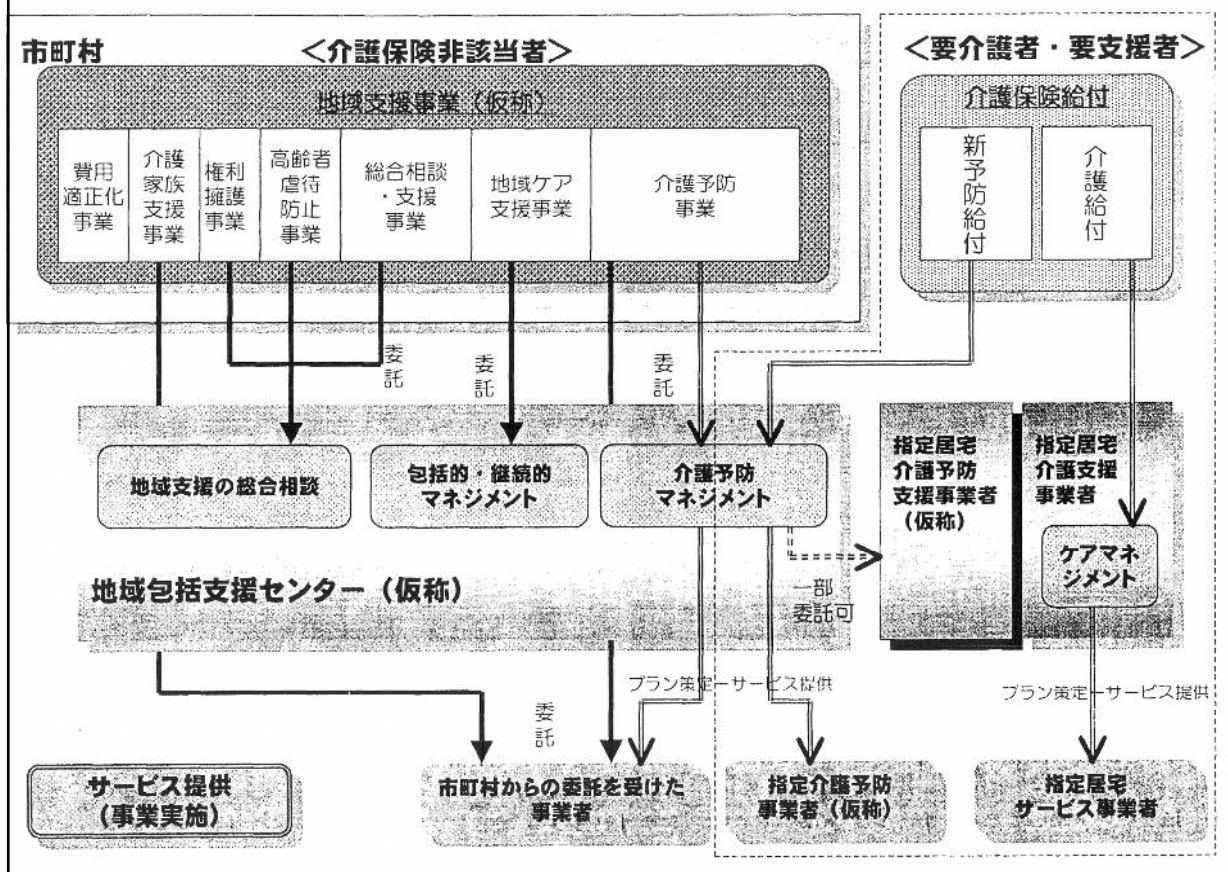
介護予防サービスは地域支援事業(仮称)の一事業として位置づけられています。地域支援事業とは既存の老人保健事業、介護予防・地域支え合い事業及び在宅介護支援センター運営事業を統合した事業となります。右図は同会議の資料にある地域支援事業のイメージ図です。

この地域支援事業は各市町村が行いますが、ほとんどを民間事業者等に委託する事になります。

次ページの図は同会議の資料にある地域支援事業の全体像のイメージ案です。



地域支援事業（仮称）の全体像について（イメージ案）



この図を見ますと、一番下のサービス提供には「市町村からの委託を受けた事業者」「指定介護予防事業者」「指定居宅サービス事業者」の3つの区分の事業者がいる事がわかります。これらの事業者は全て市町村から委託を受けた民間事業者等が実施すると同会議の資料にも書かれています。

ところで、この3つの区分のサービスを受けられる高齢者とその手続きは次の通りになります。

① 「市町村からの委託を受けた事業者」の提供するサービス

要介護認定を受けていない又は受けたが自立と認定された高齢者が、介護予防マネジメントを経て受けられる。

② 「指定介護予防事業者」の提供するサービス

要介護認定を受け要支援・要介護1と認定された者のうち新予防給付の対象となる高齢者が、指定介護予防支援事業者によるマネジメントを経て受けられる。

③ 「指定居宅サービス事業者」の提供するサービス

要介護認定を受け新予防給付の対象外となる高齢者が、指定居宅介護支援事業所によるマネジメントを経て受けられる。（今までの介護保険）

つまり介護予防サービスと一口に言っても、実際のサービスは要介護認定外の高齢者が受けるサービス（以下、介護予防事業といいます）と、要介護認定を受けた新予防給付対象の高齢者が受けられるサービス（以下、新予防給付事業といいます）の2つに分

かれます。

では介護予防事業と新予防給付事業のサービス内容の違いは何かといいますと、介護予防事業は健康教育的事業であるのに対して、新予防給付事業は機能訓練的事業である事の差となります。

同会議の資料から推測すると介護予防事業と新予防給付事業の具体的サービスは下記のようになると思われます。

介護予防事業	新予防給付事業
<ul style="list-style-type: none">・痴呆・うつ介護教室・口腔ケア教室・栄養改善教室・転倒骨折予防教室・運動指導事業 等	<ul style="list-style-type: none">・痴呆・うつを対象とした少人数によるアクティビティ活動・嚥下リハ・IADL訓練事業・高齢者食生活改善事業・筋力向上トレーニング事業 等

また前ページの図では介護予防マネジメントも、介護予防事業の対象者に対するマネジメント（以下、介護予防マネジメントといいます）と、新予防給付事業の対象者に対するマネジメント（以下、指定居宅介護予防支援事業者といいます）の2つに分かれています。

介護予防マネジメントは、地域包括支援センター（在宅介護支援センターが中心？）の基本的な機能の一つとして位置づけられており、保健師や主任ケアマネージャーを中心に対応する事になると思われます。具体的には介護予防事業の対象者に対して地域支援事業を利用するよう勧奨したり、希望者に対して訪問によるアセスメントを行い、その結果を受けてプラン策定まで行うとされています。

指定居宅介護予防支援事業者は、新予防給付事業の対象者に対して訪問によるアセスメントを行い、その結果を受けて介護予防プランの策定を行うとされています。

同会議の資料には「市町村が指定する当該圏域内の居宅介護支援機関に対して委託することが可能」と書かれています。つまり現在の居宅介護支援事業所が引き続き介護予防プラン策定に当たると思われます。

大まかな介護予防サービスの仕組みは上記までに書いてきた内容となりますが、未だ指定居宅介護予防支援事業者や指定介護予防事業者の指定要件等は検討中とされており、詳細については不明のままですので、わかり次第ご報告したいと思います。

II 各地域の介護予防ニーズ

全国介護保険担当課長会議の内容を見ても、介護予防サービスは病医院やMS法人等いわゆる民間事業者等が出来るサービスがいろいろある事がわかります。それどころか病医院は介護予防検診や生活習慣病予防等を通じて必ず介護予防に関わりが生じますので積極的に介護予防サービスを行うべきだと思います。

しかし病医院が存在する地域に介護予防ニーズが無ければ介護予防サービスを行っても意味がなくなります。そうは言っても高齢者が住んでいる地域には確実に介護予防ニーズがありますので、皆様も漠然としてではあっても介護予防ニーズがあるとわかっていると思います。

しかし実際に介護予防サービスを行うのであれば、ある程度確実な地域ニーズを把握しておく必要があります。

そこで地域ニーズを知るために役に立つ資料を紹介致します。

それは全国地域医業研究会という団体が作成した資料です。以下、同研究会が作成した調布市の資料を元に説明します。なお、ここでいう介護予防ニーズとは新予防給付事業の対象となる高齢者の事とさせていただきます。

介護需要予測								
13208 調布市	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
総人口	198,574	204,759	208,686	210,954	212,007	212,141	211,056	209,014
65歳以上	22,685	29,337	34,698	39,222	43,522	44,050	43,710	45,824
高齢化率	11.42%	14.33%	16.63%	18.59%	20.53%	20.76%	20.71%	21.92%
要介護高齢者の発生率による人数推計								
寝たきり	1110	1491	1906	2362	2816	3155	3359	3512
痴呆症	163	223	293	367	439	503	539	555
虚弱	1199	1601	2036	2516	2988	3317	3527	3691
計	2472	3314	4235	5246	6244	6974	7425	7758
介護保健施設の利用者の総数の見込み(:65歳以上人口)								
特養	1.5%	440	520	588	653	661	656	687
老健	1.1%	323	382	431	479	485	481	504
介)療養型	0.6%	176	208	235	261	264	262	275
その他介護事業指定施設	0.3%	88	104	118	131	132	131	137
計		1027	1214	1373	1523	1542	1530	1604
在宅		2287	3020	3873	4720	5433	5895	6154
元気な方		26023	30463	33976	37278	37076	36285	38066

上記の表は「介護需要予測」といい、要介護高齢者の発生率による人数推計を表しています。厚生労働省がまとめた「介護保険制度の見直しに関する意見」によると、生活の不活性さによって生じる心身機能の低下や変形性骨関節症などのように徐々に生活機能が低下する「廃用症候群モデル」を介護保険の対象から外し、新たな介護予防制度の対象にするとされています。さらに廃用症候群モデルの5割程度が要支援、要介護1であるとも書かれている事から平成18年度以降の介護予防ニーズが何人いるのかが大体わかります。

「介護需要予測」の2005年の要介護高齢者の発生率による人数推計を見ると、寝たきり

りが1,906名、痴呆症が293名、虚弱が2,036名となっている。寝たきりと痴呆症は明らかに介護保険の対象者となりますが、虚弱の約5割である1,018名が介護予防ニーズの人数と言えます。

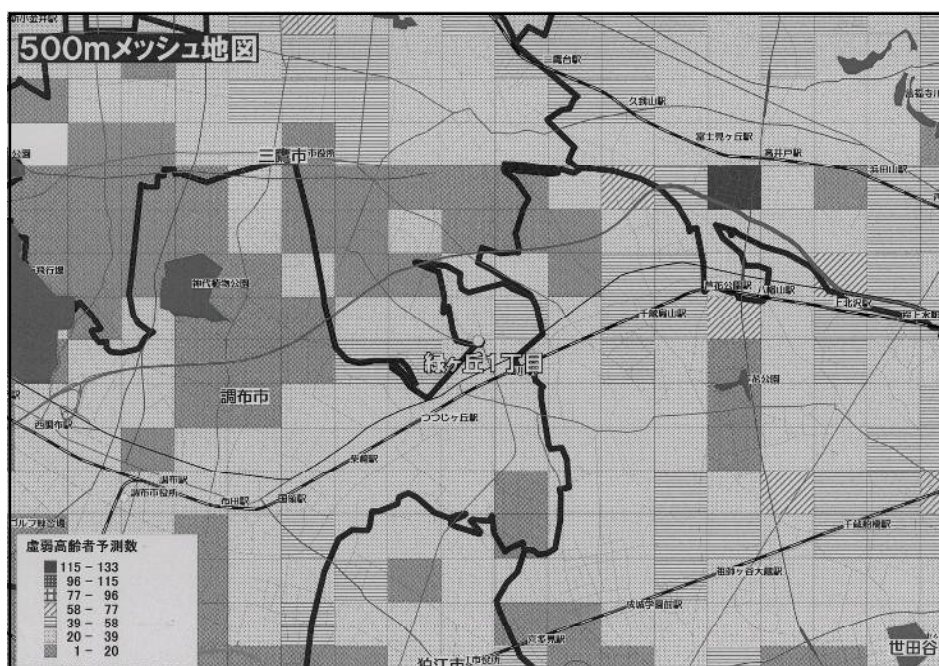
13208 調布市	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
総人口	204,759	208,686	210,954	212,007	212,141	211,056	209,014
65歳以上	29,337	34,698	39,222	43,522	44,050	43,710	45,824
高齢化率	14.33%	16.63%	18.59%	20.53%	20.76%	20.71%	21.92%
要支援・要介護者数	3,314	4,235	5,246	6,244	6,974	7,425	7,758
在宅							
自立	176	233	298	363	418	454	474
要支援	373	492	631	769	885	961	1,003
要介護1	613	809	1,038	1,265	1,456	1,580	1,649
要介護2	396	522	670	817	940	1,020	1,065
要介護3	270	356	457	557	641	696	726
要介護4	240	317	407	496	570	619	646
要介護5	220	290	372	453	522	566	591
計	2,287	3,020	3,873	4,720	5,433	5,895	6,154
施設							
自立							
要支援	28	33	37	41	42	41	43
要介護1	156	185	209	232	234	233	244
要介護2	161	191	216	239	242	240	252
要介護3	191	226	255	283	287	285	298
要介護4	270	319	361	401	405	402	422
要介護5	215	254	287	318	322	320	335
計	1,027	1,214	1,373	1,523	1,542	1,530	1,604

2004/12/14 全国地域医業研究会 (日本統計協会人口データ、厚生労働省発表数値及び平成13年度調査による当会推算数値)

次に上記の表ですが「ランク別介護対象者予測人数」といい、要介護度別人数の予測数を表しています。

「ランク別介護対象者予測人数」を見ると2005年の要支援と要介護1の人数は1,301人となっており、「介護保険制度の見直しに関する意見」には要介護1の全てが介護予防制度の対象になるとは書かれていない事を考えますと大体900名～1,000名が介護予防ニーズの人数と考えられ、「介護需要予測」による予想者数とほぼ一致します。

以上2つの表で大体の介護予防ニーズを把握出来ますが、さらに全国地域医業研究会では右図のような500mメッシュ地図というものも作成しています。右図は其中でも虚弱高齢者予測数を示したもので、調布市緑ヶ丘1丁目を中心とした半径4km以内のどの地域に、どれだけの虚弱高



齡者が住んでいるのかを示しています。

500mメッシュ地図は上記の他に寝たきり高齢者予測数、痴呆症高齢者予測数、高齢単身世帯数等がありますので、ニーズに合わせて使い分ける事で、事業計画を立てる上での貴重な資料となります。

当事務所は全国地域医業研究会の会員になっていますので、資料が欲しいという方はご連絡下さい。

以上、介護予防サービスの最新情報&各地域の介護予防ニーズとしてまとめました。

今年の医業経営情報は今回で最後となります。来年は第5次医療法改正や平成18年度診療報酬改定及び介護報酬改定の方向性が決まる年になると思いますので、常に最新情報をご報告していきたいと思っております。

来年もどうぞよろしく申し上げます。

平成16年12月21日

西岡秀樹税理士事務所

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹